

株式交換に係る事前開示書類の変更事項  
(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条第 6 号に基づく変更後の事項  
の開示)

2023 年 9 月 26 日  
ANAホールディングス株式会社

## 株式交換に係る事前開示書類の変更事項

2023年9月26日

東京都港区東新橋1丁目5番2号  
ANAホールディングス株式会社  
代表取締役社長 芝田 浩二

ANAホールディングス株式会社（以下「当社」といいます。）は、2023年7月10日に、日本貨物航空株式会社（以下「NCA」といいます。）との間で株式交換契約書（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結し、本株式交換契約に基づき、2023年10月1日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社とし、NCAを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施することに関して、2023年7月21日付で会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める事前開示事項を記載した書面（2023年8月25日付の当該事前開示事項の変更を記載した書面を含みます。）を備置しておりますが、今般、当社及びNCAの間において本株式交換の効力発生日の変更に係る株式交換契約変更契約書（以下「本変更契約」といいます。）を締結したこと等に伴い、当該事前開示事項に変更が生じたので、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条第6号に基づき、下記のとおり変更後の事項を記載した書面を備置いたします。

## 変更事項

### 1. 「株式交換契約の内容（会社法第794条第1項）」の変更（変更箇所は下線で表示しております。）

#### **【変更前】**

別紙1をご参照ください。

#### **【変更後】**

別紙1-1（株式交換契約）及び別紙1-2（株式交換契約変更契約）をご参照ください。

### 2. 「株式交換完全子会社についての事項（会社法施行規則第193条第3号）」の変更（変更箇所は下線で表示しております。）

#### **【変更前】**

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

##### ① 株式交換契約の締結

NCAは、2023年7月10日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、NCAを株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことを決議し、同日付で本株式交換契約を締結いたしました。当該株式交換契約の内容は別紙1をご参照ください。

##### ② 自己株式の消却

NCAは、2023年8月25日開催の取締役会の決議により、同日付で、NCAが自己株式として有する全部取得条項付種類株式の全部（7億9097万3000株）を消却いたしました。

#### **【変更後】**

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

##### ① 株式交換契約の締結

NCAは、2023年7月10日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、NCAを株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことを決議し、同日付で本株式

交換契約を締結し、2023年9月26日付で、株式交換契約変更契約を締結いたしました。当該株式交換契約の内容は別紙1-1（株式交換契約）及び別紙1-2（株式交換契約変更契約）をご参照ください。

② 自己株式の消却

NCAは、2023年8月25日開催の取締役会の決議により、同日付で、NCAが自己株式として有する全部取得条項付種類株式の全部（7億9097万3000株）を消却いたしました。

**3. 「株式交換完全親会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第193条第4号イ）」の変更（変更箇所は下線で表示しております。）**

**【変更前】**

① 株式交換契約の締結

当社は、2023年7月10日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、NCAを株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことを決議し、同日付で本株式交換契約を締結いたしました。当該株式交換契約の内容は別紙1をご参照ください。

**【変更後】**

① 株式交換契約の締結

当社は、2023年7月10日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、NCAを株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことを決議し、同日付で本株式交換契約を締結し、2023年9月26日付で、株式交換契約変更契約を締結いたしました。当該株式交換契約の内容は別紙1-1（株式交換契約）及び別紙1-2（株式交換契約変更契約）をご参照ください。

以上

株式交換契約

次ページをご参照ください。

# 株式交換契約書

ANA ホールディングス株式会社（以下「ANAHD」という。）及び日本貨物航空株式会社（以下「NCA」という。）は、2023年7月10日（以下「本株式交換契約締結日」という。）付で、以下のとおり合意し、株式交換契約（以下「本株式交換契約」という。）を締結する。

## 第1条（株式交換）

NCAは、本株式交換契約の定めるところに従い、ANAHDを株式交換完全親会社、NCAを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、ANAHDは、本株式交換により、NCAの発行済株式の全部を取得する。

## 第2条（当事会社の商号及び住所）

ANAHD及びNCAの商号及び住所は以下のとおりである。

ANAHD：（商号）ANA ホールディングス株式会社  
（住所）東京都港区東新橋一丁目5番2号  
NCA：（商号）日本貨物航空株式会社  
（住所）東京都港区浜松町一丁目18番16号

## 第3条（株式交換対価）

- ANAHDは、本株式交換に際して、本効力発生日（第5条において定義する。以下同じ。）の前日の最終のNCAの株主名簿に記載又は記録された第二種株式を保有するNCAの株主（以下「本割当対象株主」という。）に対して、NCAの第二種株式に代わり、その保有するNCAの第二種株式の株式の数の合計数に0.009815を乗じて得た数のANAHDの普通株式を交付する。但し、本効力発生日までに、NCAの第二種株式が全て普通株式に変更された場合には、NCAの普通株式を保有する株主に対して、NCAの普通株式に代わり、その保有するNCAの普通株式の株式の数の合計数に0.009815を乗じて得た数のANAHDの普通株式を交付する。
- ANAHDは、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その保有するNCAの第二種株式1株につき、ANAHDの普通株式0.009815株の割合をもって、ANAHDの普通株式を割り当てる。但し、本効力発生日までに、NCAの第二種株式が全て普通株式に変更された場合には、その保有するNCAの普通株式1株につき、ANAHDの普通株式0.009815株の割合をもって、ANAHDの普通株式を割り当てる。
- ANAHDは、本株式交換に際して、NCAの全部取得条項付種類株式の株主に対し、ANAHDの普通株式の割当てをしないこととする。なお、当該全部取得条項付種類株式は、第6条に基づき、本効力発生日の前日までに全て消却される予定である。
- 本割当対象株主に対して割り当てるべきANAHDの普通株式の数に、1に満たない端数がある場合には、ANAHDは、会社法第234条その他の関係法令の規定に従って処理する。

## 第4条（資本金及び準備金の額）

本株式交換により増加するANAHDの資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従いANAHDが定める金額とする。

## 第5条（効力発生日）

本株式交換の効力発生日は、2023年10月1日（以下「本効力発生日」という。）とする。但し、本株式交換の手の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、ANAHD及びNCAは、協議し合意の上、本効力発生日を変更することができる。

#### 第6条（自己株式の消却）

NCAは、本効力発生日の前日までに開催される取締役会の決議により、その保有する自己株式の全部を本効力発生日の前日までに消却する。

#### 第7条（承認手続）

1. ANAHDは、会社法第796条第2項本文の規定により、本株式交換契約について株主総会の決議による承認を受けることなく本株式交換を行う。但し、会社法第796条第3項の所定の期間内に同項及び会社法施行規則第197条の定めに従った一定数以上の株式を有する株主から株式交換に反対する旨の通知があった場合、ANAHDは、会社法第796条第3項に基づき、株主総会の決議による本株式交換契約の承認を求める。
2. NCAは、本効力発生日の前日までに、株主総会の決議による本株式交換契約の承認を求める。

#### 第8条（契約の変更及び解除）

本株式交換契約締結日から本効力発生日に至るまでの間において、本株式交換の実行に重大な支障となる事態又はその実行を著しく困難にする事態が生じた場合、ANAHD及びNCAは、合意の上で、本株式交換契約の内容を変更し又は本株式交換契約を解除することができる。

#### 第9条（契約の効力）

本株式交換契約は、以下の場合にその効力を失う。

- (1) ANAHD及びNCAが合意した場合
- (2) NCAにおいて、本効力発生日の前日までに必要な株主総会の承認が得られない場合
- (3) 国内外の法令に基づき本株式交換を実行するために本効力発生日に先立って取得することが必要な関係官庁等の承認等が得られない場合（適用ある国内外の競争法に基づき本株式交換に関して行うことが必要となる届出が本効力発生日の前日までに受理されない場合及び当該届出に係る措置期間が本効力発生日の前日までに終了しない場合を含む。）

#### 第10条（協議事項）

本株式交換契約に定めのない事項については、本株式交換契約の趣旨に従い、ANAHD及びNCAが誠実に協議の上、これを決する。

#### 第11条（準拠法及び合意管轄）

1. 本株式交換契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈される。
2. 本株式交換契約に起因又は関連して生ずる全ての紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

[以下余白]

本株式交換契約の締結を証するため、ANAHD 及び NCA は、本書 2 通を作成し、各自署名又は記名捺印の上、各 1 通を保有する。

2023 年 7 月 10 日

ANAHD :

東京都港区東新橋 1 丁目 5 番 2 号

ANA ホールディングス株式会社

代表取締役社長 芝田 浩二





本株式交換契約の締結を証するため、ANAHD 及び NCA は、本書 2 通を作成し、各自署名又は記名捺印の上、各 1 通を保有する。

2023 年 7 月 10 日

NCA :

東京都港区浜松町 1 丁目 18 番 16 号

日本貨物航空株式会社

代表取締役社長 大鹿 仁史



株式交換契約変更契約

次ページをご参照ください。

## 株式交換契約変更契約書

ANA ホールディングス株式会社（以下「ANAHD」という。）及び日本貨物航空株式会社（以下「NCA」という。）は、ANAHD 及びNCA の間で2023年7月10日付で締結した株式交換契約書（以下「原契約」という。）を変更することについて、2023年9月26日（以下「本契約締結日」という。）付で、以下のとおり、株式交換契約変更契約書（以下「本契約」という。）を締結する。なお、本契約において使用される用語は、別途本契約で定義される場合を除き、原契約において定義される意義を有するものとする。

### 第1条（効力発生日の変更）

ANAHD 及びNCA は、原契約第5条を以下のとおり変更する（下線部は変更箇所を示す。）。

#### （変更前）

本株式交換の効力発生日は、2023年10月1日（以下「本効力発生日」という。）とする。但し、本株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、ANAHD 及びNCA は、協議し合意の上、本効力発生日を変更することができる。

#### （変更後）

本株式交換の効力発生日は、2024年2月1日（以下「本効力発生日」という。）とする。但し、本株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、ANAHD 及びNCA は、協議し合意の上、本効力発生日を変更することができる。

### 第2条（本契約の効力）

本契約による変更の効力は、本契約締結と同時に、将来に向かって発生する。

### 第3条（原契約のその他の規定の効力）

ANAHD 及びNCA は、本契約に定めるものを除き、原契約のいかなる規定も変更されるものではなく、原契約が引き続き完全な効力を有することを確認する。

### 第4条（準用）

本契約には、原契約第8条乃至第11条の規定を準用する。

[以下余白]

以上の合意を証するため、ANAHD 及び NCA は、本書 2 通を作成し、各自署名又は記名捺印の上、各 1 通を保有する。

2023 年 9 月 26 日

ANAHD :

東京都港区東新橋 1 丁目 5 番 2 号

ANA ホールディングス株式会社

代表取締役社長 芝田 浩二



以上の合意を証するため、ANAHD 及び NCA は、本書 2 通を作成し、各自署名又は記名捺印の上、各 1 通を保有する。

2023 年 9 月 26 日

NCA :

東京都港区浜松町 1 丁目 18 番 16 号

日本貨物航空株式会社

代表取締役社長 本間 啓之

